

令和5（2023）年度第1回郡山市地域包括支援センター運営協議会 会議要旨

日時：令和5年7月14日（金）14:30～15:55
会場：郡山市総合福祉センター 5階 集会所

【出席者】

地域包括支援センター運営協議会委員：出席8名、欠席6名

渡部明美会長、原寿夫副会長、塙啓之委員、國分晴朗委員、阿部崇委員、若林由起子委員、森田茂委員、安達真也委員

郡山市地域包括支援センター連絡協議会：出席7名

村上徹会長、伊藤弘美副会長、橋本直子副会長、植田かおり細川賢恵幹事、古宮広隆幹事、佐久間順子幹事、大和田裕子幹事

保健福祉部：保健福祉部長、保健福祉部次長、介護保険課長、健康長寿課長補佐

地域包括ケア推進課：課長、課長補佐、基幹包括支援係長、担当職員3名

【傍聴者】 なし

○ 議事（議長 渡部会長）

（1）地域包括支援センターの運営状況について

※ 資料1～5 について事務局（地域包括ケア推進課）より説明

資料5は中央、日和田・西田、安積、湖南地区高齢者あんしんセンターより説明（事務局補足）。

【質疑応答】

（森田委員）

地域包括支援センターの職員の業務は多岐に渡り量も膨大。職員数は充足しているか疑問。
元気な高齢者を上手く使う方法を考えたらどうか。
また、高齢者数により定数があり増やせない等の基準があり、全国的に難しいのであれば別だが、郡山市として新たな仕組みづくりはできないのか。

（事務局）

職員配置数は、国の配置基準により市町村が定めることとされており、郡山市では「郡山市地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準を定める条例」に基づき算出している。同条例に基づき、各地区の高齢者人口に応じて専門職員を配置している。
※保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員の配置となるため、一般高齢者の直接的な活用は困難。

（若林委員）

「通いの場」がコロナ禍で出来ない状況が生じた旨の説明があった。資料1-②では、各圏域で一般介護予防事業の件数について開きがある。コロナ禍の問題なのか、通いの場の継続に何らか違う支障があるのか。数の開きについて教えて欲しい。

（事務局）

コロナ禍における活動は地域の住民の意向や地域性が大きく影響したものと考えられる。
また、「通いの場」支援は包括支援センターの役割だが、立ち上げ支援後、地域の方々だけで運営できるところと、なかなか支援の手を離せない地域もあり、活動に差が出てきていると思われる。
前出意見の「元気高齢者の活用」について、これら地域活動の場で活躍していただきたい。

（若林委員）

独り立ち出来ない地域の話はよく耳にする。活力のある一般の方を上手く参加に導きながら、声掛けや感染対策を行い、来られる方だけでも集まるなど、長く続けていくことに意義があると思う。
元気高齢者の活躍に期待している。

○ 報告事項

（1）令和4年度郡山市養護者による高齢者虐待対応状況について

（2）令和4年度郡山市成年後見等申立状況について

※資料6～7 について事務局（地域包括ケア推進課）より説明

【意見等】

（原副会長）

・虐待対応に関して、県全体でも予防より事件になってからの報告割合が増えている。事件になる前の段階での予防の対応についてお願いしたい。
・成年後見について、成年後見支援センターはもっと早く立ち上げてほしかった。成年後見制度は申請してから審判までの期間が長いので、せめて半分には出来ないか工夫を願っている。

（事務局）

・虐待対応は、早期の対応、状況把握に努め、未然の対応を図れるような体制構築を図る。
・成年後見制度は、なるべく早い手続き、円滑な進行に努める。

○ その他

（若林委員）

基幹型包括支援センターの効果について、各地域包括支援センターに話を伺いたい。
（※基幹型はH28～設置）

（郡山中央高齢者あんしんセンター 村上氏）

・実業務対応の中で判断に迷ったりする場合、相談・検討があり、後方支援という安心感がある。

（郡山北部高齢者あんしんセンター 伊藤氏）

・基幹型には、職種もそれぞれおり、後方支援や顔の見える関係の中で積極的に行ってもらっている。
業務が多くなっているが、ケースに関し相談の機会を得られ、連絡も密に頂いている。業務が楽というより、包括チーム、プラス基幹とがチームとなり、全体的に非常に安心感がある。